

昭和42年9月20日発行
 発行所 福岡県田川郡方城町
 印刷所 文化印刷有限公司
 田川市東区鉄砲町
 電話 田川 ② 4199番



1、高等学校 月額二五〇〇円
 2、工業高校 月額四〇〇〇円
 3、大学、短期大学 月額七〇〇〇円
 申込用紙は教育委員会にあり。左記条件をよく読んで御申込下さい。

方城町育英資金 貸与条例が出来ました

一、町内に三年以上在任したるもの。
 二、身体強健で学業優秀なるもの。
 三、品行方正志操堅実なるもの。
 2 大日本育英会（昭和十九年法律第三十号）による大日本育英会又はその他の公私団体から奨学金の貸与を受ける者は奨学生になることができない。
 （資金の貸与）
 第三条 育英資金は在学する学校に於て必要な授業料、教科書、その他学用品の購入等に充てさせるため、次の各号にかける限度の額内により、本人の希望又は家庭の状況等をしんじやくし、方城町育英資金貸与審議会の議を経て決定する。
 一、公立高等学校又はこれと同程度の学校
 月額一人 二千五百円
 二、工業専門学校
 月額一人 四千円
 三、大学又は短期大学及び私立大学
 月額一人 七千円
 但し初めて入学する月は貳万円以内
 （貸与の期間）
 第四条 育英資金を貸与する期間は、貸与を開始したときから奨学生が在学する学校の正規の修業期間とする。
 （願出の手続）
 第五条 奨学生になろうとする者は別記様式第一号による申込書に出身学校長の学業成績表、家庭状況調書及び在学学校長の推薦書を添えて町長に提出しなければならない。
 2 前項の申込書には本人の親権者又はこれに代る者及び町内で独立の生計を営む者一人を連帯保証人として連署しなければならない。
 （審議会の設置）
 第六条 この条例の目的達成のため、方城町育英資金貸与審議会（以下「審議会」という）を置く。
 2 審議会は委員七人を以て組織し、左の者の中より町長がこれを委嘱する
 一、方城町議会議員 二人
 二、方城町教育委員会 二人
 三、民生委員 一人
 四、学識経験者 二人
 3 審議会に關する必要な事項は別に町長がこれを定める。
 （被貸与者の決定）
 第七条 育英資金被貸与者は審議会の議を経て、町長がこれを定める。
 （資金の交付）
 第八条 育英資金の交付は毎月交付するを原則とするも、特別の事情がある場合は数ヶ月を合わせ交付することができる。
 （資金変更の決定）
 第九条 町長は奨学生に第十条より第十二条までに定める事由が生じたとときは、審議会の議を経てこれを決定する。
 （貸与額の変更）
 第十条 奨学生の家庭状況の変動、その他やむを得ない事由が生じたときは、育英資金の貸与額を変更する。但し第三条の額を越えてはならない。
 （貸与の休止）
 第十一条 奨学生が休学するときは、その期間育英資金の貸与を休止する。
 （育英資金の停止又は廃止）
 第十二条 奨学生に成業の見込みがないと認められるときは又は育英資金を必要としない理由が生じたとき、若しくは奨学生として適当でない認めるときは、育英資金の貸与を停止又は廃止することができる。
 2 奨学生の育英資金貸与開始時に属していた世帯が他市町村に転出した場合も前項の規定を適用することができる。
 （異動の届出）
 第十三条 奨学生は次の各号の一に該当するときは保証人と連署して、直ちに町長に届出なければならない。
 一、休学、復学又は退学したとき
 二、大日本育英会その他の公私団体から奨学金の貸与を受けるようになったとき
 三、本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に變動のあったとき
 3 奨学生は第四条に規定する貸与期間の完了する前に退学し、又は奨学金を辞退し若しくは廃止されたときは、直ちに奨学金の借入額を更正しなければならない。
 （貸与金の返還）
 第十四条 育英資金貸与金は卒業の日から一年後から始めて別表に定める基準により、その金額を半年賦又は年賦で返還しなければならない。但しその金額又は一部を一時に返還することができる。
 2 奨学生が退学し又は育英資金を辞退し、若しくは廃止されたときは、その六ヶ月から前項に準じ育英資金を返還しなければならない。
 （貸与金の返還の猶予）
 第十五条 奨学生であつた者が次に掲げる各号の一に該当するときは、育英資金貸与金の返還を猶予することができる。
 一、上級学校に進学したときはその在学期間。
 二、疾病その他正当な事由により返還が困難に當つたときはその相当期間。
 三、その他審議会において返還を猶予することが必要であると認めるときはその相当期間。
 （貸与金の返還の免除）
 第十六条 奨学生であつた者が次に掲げる各号の一に該当するときは審議会に議を経て、町長は育英資金貸与額の全部又は一部の返還を免除することができる。
 一、疾病その他正当な事由により返還が困難に當つたとき。
 二、貸与金の返還前に死亡し、その返済責任者に考慮すべき事由が生じたとき。
 2 前項により返還の免除を希望する場合は、本人、連帯保証人又は家族が事情を具して様式第三号にばり、町長に願出なければならない。
 （実施の手続）
 第十八条 この条例の実施に關する必要な事項は別にこれを定める。
 附 則
 この条例は公布の日より施行し、昭和四十二年四月一日以降高等學校、大学に入学する者につき適用する。

「健保」はこんなになる

健康保険の特例法案が成立して、九月一日から「国民健康保険」をのぞいて、利用者の負担が重くなり、改正の主なものとは次の三点
 一、保険料の引き上げ。
 二、初診料、入院料の二倍引き上げ。
 三、入院料の一部を負担する。
 九月一日から上がりますといつても全部の健康保険に適用されるわけではなく、円に、入院費は一日当たり三実施月もまらまらなるので、十円が六十円の負担になりかねない。尚日雇保険の初診料は従前より五十円です。
 (3)の業代の一部が本人の負担になることについて、十月一日から実施され、適用されるものです。

方城町身体障害者に 福音の条例制定さる

方城町議会は八月三日の定例議会に於て、身体障害者に対する医療給付に関する条例を左記の通り議決致しました。
 昭和四十二年条例第十号 方城町身体障害者に対する医療費給付に関する条例
 一、診察
 二、投薬
 三、医学的処置
 四、その他の治療
 二、(給付を行なう指定医療機関)
 第一条 方城町に住所を有する身体障害者に対し、その更生を援助し、保護を行なうため、医療の給付を行なうものとする。
 第二条 方城町に住所を有する身体障害者に対し、その更生を援助し、保護を行なうものとする。
 第三条 方城町に住所を有する身体障害者に対し、その更生を援助し、保護を行なうものとする。
 第四条 給付を行なう指定医療機関は方城町立病院に設けられる。
 第五条 給付を行なう指定医療機関は方城町立病院に設けられる。
 第六条 給付を行なう指定医療機関は方城町立病院に設けられる。

引揚者特別交付金の請求書受付についてお知らせ

引揚者の皆さん
 今般引揚者に対する特別交付金の支給に関する法律が公布され、昭和四十二年八月一日公布され、この法律は昭和四十二年施行されました。この法律は引揚者に対する特別交付金の支給額を、昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族に支給するものとされています。引揚者死亡者の遺族は、昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族に支給するものとされています。引揚者死亡者の遺族は、昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族に支給するものとされています。

年令区分	金額
50才以上	160,000円
35才~50才未満	100,000円
25才~35才	50,000円
20才~25才	30,000円
20才未満	20,000円

この条例は公布の日より施行し、昭和四十二年四月一日以降高等學校、大学に入学する者につき適用する。

町長選挙の投票日は9月28日です
 ☆ 投票時間は午前7時より午後6時まで
 ☆ 不在者投票は9月21日より9月27日午後5時までできます。
買収や義理じゃ売れないこの一票
 選挙特集をよくお読み下さい

